

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目 次	
目 次	ページ
告示	
○家畜伝染病の発生(七三〇・農畜産振興課)	1
○道路区域の変更(七三一〜七三四・道路課)	1
○道路の供用開始(七三五・道路課)	2
○開発行為に関する工事の完了(七三六・鹿角地域振興局建設部)	2
一 道路の区域	
二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間	
(一) 場所 建設交通部道路課	
(二) 期間 平成十八年十月二十日から同年十一月二日まで	
一 道路の区域	
二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間	
(一) 場所 建設交通部道路課	
(二) 期間 平成十八年十月二十日から同年十一月二日まで	

## 告 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(施設調整課)……………3
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(雄勝地域振興局総務企画部)……………3
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部)……………3
- 県営土地改良事業の換地処分(由利地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………3
- 選挙管理委員会告示
- 選挙管理委員及び補充員の氏名等(九五)……………4
- 選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の氏名等(九六)……………4

## 告 示

秋田県告示第七百三十号

次のとおり家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

家畜伝染病の種類	家畜の疑い患畜の別	患畜の頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	一頭	湯沢市	平成十八年十月十日

秋田県告示第七百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	一般国道		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	二百八十二号	二百八十二号	鹿角市十和田毛馬内字中陣場九九番一から七八番一まで	一七・六〇〇〜三〇・〇〇	〇・〇六五	
	二百八十二号	二百八十二号	鹿角市十和田毛馬内字中陣場九九番一から八一番一まで	一七・六〇〇〜三〇・〇〇	〇・〇六五	

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十月二十日から同年十一月二日まで

一 道路の区域

秋田県告示第七百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	県 道		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	田沢湖畔線	田沢湖畔線	仙北市田沢湖瀧字前田五七番地先から字ヨテコ沢六〇番一まで	九・七〇〇〜二五・〇〇	〇・一三七	
	田沢湖畔線	田沢湖畔線	仙北市田沢湖瀧字前田五七番地先から字ヨテコ沢六〇番一まで	九・六〇〇〜一〇・五〇	〇・一三一	
	田沢湖畔線	田沢湖畔線	仙北市田沢湖瀧字前田五七番地先から字ヨテコ沢六〇番一まで	九・六〇〇〜一〇・五〇	〇・一三一	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十月二十日から同年十一月二日まで

秋田県告示第七百三十三号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
県 道			小滝二ツ井線	能代市二ツ井町梅内字常盤渡四六番一地先から字梨岱七五番三まで	五・〇〇〇〇二二・〇〇〇	一・一〇二
			"	"	一三・〇〇〇〇三七・〇〇〇	一・一〇二

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十月二十日から同年十一月二日まで

秋田県告示第七百三十四号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
県 道			神岡南外東由利線	大仙市南外字山王台二一八番二地先から字小出四六七番二四地先まで	一・八〇〇〇四〇・〇〇〇	〇・三三五
				大仙市南外字山王台二一八番二地先から字小出四六七番二四地先まで	五・五〇〇〇四〇・〇〇〇	〇・三四五
				大仙市南外字山王台二一八番二地先から字小出四六七番二四地先まで	一・八〇〇〇四〇・〇〇〇	〇・三三五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十月二十日から同年十一月二日まで

秋田県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間

県 道	稲庭関口線
	湯沢市稲庭町字下川原二四〇番一地先から湯沢市三梨町字上久保四九番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年十月二十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十月二十日から同年十一月二日まで

秋田県告示第七百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規

定により平成十八年九月二十九日付け指令鹿建一一〇五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年十月二十日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 東京都千代田区外神田四丁目十四番一号  
 小坂製錬株式会社 代表取締役 山崎 信男
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 鹿角郡小坂町小坂鉾山字杉沢八十九番一及び八十九番十二

公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
秋田わか杉国体冬季大会開・閉会式会場仮施設設置管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
秋田県総務企画部国体・障害者スポーツ大会局施設調整課  
秋田市山王三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十八年十月三日

四 随意契約の相手方の名称及び住所  
秋田わか杉国体冬季大会仮施設設置共同企業体 秋田市山王五丁目十五番三十三号

代表構成員 株式会社アトシステム  
構成員 株式会社電通東日本

五 随意契約に係る契約金額  
五千二百五十万円

六 随意契約の理由  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第八号に掲げる理由による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び購入予定数量

(二) 凍結抑制剤 八百トン

(三) 購入物品の仕様等

(四) 入札説明書及び仕様書による。

(五) 契約締結の日から平成十九年三月三十一日(土)まで

(六) 契約締結の日から平成十九年三月三十一日(土)まで

(七) 別途指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

と。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一二一〇八五七 湯沢市千石町二丁目一番十号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課総務第二班  
(電話番号〇一八三三七三一一八九七)

(三) 入札執行の日時及び場所  
平成十八年十一月八日(水) 午後一時三十分  
秋田県雄勝地域振興局庁舎 大会議室

(四) 入札の方法  
入札金額は、五百キログラム当たりの単価とする。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(五) 入札の無効  
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(六) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(七) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(八) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(市川堰富田地区担い手育成基盤整備事業) 換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年十月二十日から同年十一月二十日まで

三 縦覧場所 能代市役所本庁舎及び能代市役所二ツ井町庁舎

平成十八年十月十三日県営土地改良事業(矢島地区担い手育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平鹿郡沼館土地改良区から次のとおり役員退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

横手市雄物川町会塚字石塚百六十七番地 高橋 功

二 就任理事の住所及び氏名

横手市雄物川町会塚字向井田百十一番地 藤田 勉

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 平鹿郡沼館土地改良区

認可年月日 平成十八年十月十日

二 おものがわ土地改良区

認可年月日 平成十八年十月十日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十五号

任期満了による秋田県選挙管理委員及び補充員の選挙の結果、次の者が就任したので、秋田県選挙管理委員会規程（昭和二十八年秋選管告示第五十四号）第五条の規定により、告示する。

平成十八年十月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙管理委員

秋田市大町四丁目三番四十四号

田中伸一

秋田市山王六丁目十九番十号

小野康雄

能代市鍼灸字一本柳百九番地二

鷺尾 絢

潟上市飯田川飯塚字飯塚二十一番地一

小玉喜久子

補充員

秋田市寺内大畑五番二号

面山 恭子

湯沢市西新町三番二十四号

武田 捷

秋田市千秋城下町八番三十九号

庄司善一郎

秋田市八橋本町三丁目五番二十五号

藤盛 節子

秋選管告示第九十六号

次のとおり秋田県選挙管理委員会の委員長が選出され、委員長の職務代理者が指定されたので、秋田県選挙管理委員会規程（昭和二十八年秋選管告示第五十四号）第五条の規定により、告示する。

平成十八年十月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

委員長

秋田市大町四丁目三番四十四号

田中伸一

委員長の職務代理者

秋田市山王六丁目十九番十号

小野 康雄

発行者

秋田県

印刷所

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

